



県章

# 滋賀県公報

令和3年(2021年)  
2月12日  
第181号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定(森林保全課) ..... 1
- 通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更予定に係る揭示の要旨(森林保全課) ..... 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課) ..... 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出(障害福祉課) ..... 2
- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定に基づき令和3年度において知事が定める数(医療保険課) ..... 3
- 道路区域の変更(道路保全課) ..... 3
- 道路の供用開始(道路保全課) ..... 3
- 土砂災害警戒区域の指定(砂防課) ..... 4
- 土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課) ..... 8
- 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課) ..... 11
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課) ..... 15
- 都市計画事業の変更の認可(都市計画課) ..... 18

### ○ 公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課) ..... 18
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(住宅課) ..... 19
- 一般競争入札の公告(教職員課) ..... 19

### ○ 環 境 事 務 所 告 示

- 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(東近江) ..... 21
- 土壤汚染対策法第11条第2項の規定による指定の解除(東近江) ..... 21

### ○ 健 康 福 祉 事 務 所 告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(湖東) ..... 22

### ○ 土 木 事 務 所 公 告

- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(東近江) ..... 22

### ○ 雑 報

- 一般競争入札の公告 ..... 22

## 告 示

### 滋賀県告示第79号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、告示する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東近江市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 名所または旧跡の風致の保存
- 3 変更後の指定施業要件
  - (i) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第80号

令和2年滋賀県告示第291号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者および当該森林に関し登記した権利を有する者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を多賀町役場の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 犬上郡多賀町大字佐目字クロ木10-95、字洗谷236、247
- 2 通知の内容の要旨 令和2年滋賀県告示第291号のとおり

#### 滋賀県告示第81号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
デイサービス向日葵	草津市北山田町866	合同会社ふくろう	草津市平井五丁目10番20号 ディオフェルティ901号	生活介護	令和3.2.1	2510600782

#### 滋賀県告示第82号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 精神通院医療機関

名称	所在地	医療の種類	廃止年月日
ツボエ薬局	大津市南郷1-4-9青山ビル1階	薬局	令和3.1.28
訪問看護ステーションふれんず	彦根市平田町584-2サニーヒル三越101号	訪問看護	令和3.1.31
みつばち調剤薬局	高島市安曇川町中央二丁目3-14	薬局	令和3.1.31

#### 滋賀県告示第83号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	廃止年月日
訪問看護ステーションふれんず	彦根市平田町584-2サニーヒル三越101号	訪問看護	令和3.1.31
みつばち調剤薬局	高島市安曇川町中央二丁目3-14	薬局	令和3.1.31

滋賀県告示第84号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「政令」という。)の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる係数等の区分に応じて令和3年度における知事が定める数は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

政令第9条第3項により定める医療費指数反映係数	零
政令第9条第5項により定める一般納付金所得係数	0.9919229859775
政令第9条第8項により定める一般納付金基礎額調整係数	0.9999999996331
政令第9条第9項により定める一般納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第10条第3項により定める後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.9834264932022
政令第10条第6項により定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.9999999987587
政令第10条第7項により定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第11条第3項により定める介護納付金納付金所得係数	0.9601959508068
政令第11条第6項により定める介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999962912
政令第11条第7項により定める介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

滋賀県告示第85号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和3年2月12日から令和3年2月26日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	麻生古屋梅ノ木線	高島市朽木小川字折谷原87番1地先から	変更後	最小 5.2m く 最大 12.0m	43.0m	道路改良工事による現道拡幅および回路設置に伴う道路区域の変更
		高島市朽木小川字折谷原63番地先まで	変更前	最小 4.5m く 最大 6.5m		

滋賀県告示第86号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和3年2月12日から令和3年2月26日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
麻生古屋梅ノ木線	高島市朽木小川字折谷原64番1地先から 高島市朽木小川字折谷原63番地先まで	令和3.2.12	L=16.3m

**滋賀県告示第87号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
安曇川支流 1523321	高島市朽木栃生・大津市葛川細川町	次の図のとおり	土石流
鵜川 1301001	大津市北小松・高島市鵜川	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県大津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**滋賀県告示第88号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
淀川支流 3504121	長浜市西浅井町大浦・高島市マキノ町海津	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県長浜土木事務所木之本支所に備え置いて縦覧に供する。）

**滋賀県告示第89号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
御堂川支流 1521126	高島市マキノ町石庭	次の図のとおり	土石流
知内川支流 1521129	高島市マキノ町牧野・マキノ町白谷	次の図のとおり	土石流
知内川支流 1521132	高島市マキノ町小荒路	次の図のとおり	土石流
北川支流 1522045	高島市今津町杉山	次の図のとおり	土石流
寒風川支流 1522051	高島市今津町椋川	次の図のとおり	土石流
石田川支流 1522052	高島市今津町角川	次の図のとおり	土石流

金吹川 1522055	高島市今津町南生見・今津町大供	次の図のとおり	土石流
溝谷川支流 1524406	高島市安曇川町下古賀	次の図のとおり	土石流
大築波川 1524407	高島市安曇川町田中・安曇川町中野	次の図のとおり	土石流
今川支流 1526602	高島市新旭町饗庭	次の図のとおり	土石流
今川支流 1526603	高島市新旭町饗庭	次の図のとおり	土石流
林照寺川 1526604	高島市新旭町饗庭	次の図のとおり	土石流
北谷川 1526605	高島市新旭町熊野本・新旭町饗庭	次の図のとおり	土石流
知内川支流 2521127	高島市マキノ町牧野	次の図のとおり	土石流
知内川支流 2521128	高島市マキノ町牧野	次の図のとおり	土石流
八王子川支流 2521130	高島市マキノ町白谷	次の図のとおり	土石流
八王子川支流 2521131	高島市マキノ町白谷	次の図のとおり	土石流
北川支流 2522046	高島市今津町杉山	次の図のとおり	土石流
椋川支流 2522047	高島市今津町椋川	次の図のとおり	土石流
寒風川支流 2522048	高島市今津町椋川	次の図のとおり	土石流
寒風川支流 2522049	高島市今津町椋川	次の図のとおり	土石流
寒風川支流 2522050	高島市今津町椋川	次の図のとおり	土石流
石田川支流 2522053	高島市今津町角川	次の図のとおり	土石流
入谷川支流 2524405	高島市安曇川町下古賀	次の図のとおり	土石流
石田川支流 3522054	高島市今津町角川	次の図のとおり	土石流
針畑川支流 1523308	高島市朽木中牧	次の図のとおり	土石流
針畑川支流 1523309	高島市朽木中牧	次の図のとおり	土石流
北川支流 1523315	高島市朽木雲洞谷	次の図のとおり	土石流
安曇川支流 1523318	高島市朽木古川	次の図のとおり	土石流
安曇川支流 1523321	高島市朽木栃生・大津市葛川細川町	次の図のとおり	土石流
入部谷川支流 1523322	高島市朽木宮前坊	次の図のとおり	土石流
鴨川支流 1525520	高島市鹿ヶ瀬	次の図のとおり	土石流
和田内川支流 1525742	高島市拝戸	次の図のとおり	土石流
保須川支流 1525744	高島市鹿ヶ瀬	次の図のとおり	土石流
流谷川 1525748	高島市黒谷	次の図のとおり	土石流
針畑川支流 2523304	高島市朽木小川	次の図のとおり	土石流
針畑川支流 2523305	高島市朽木平良	次の図のとおり	土石流
針畑川支流 2523306	高島市朽木桑原	次の図のとおり	土石流
針畑川支流 2523307	高島市朽木古屋	次の図のとおり	土石流
針畑川支流 2523310	高島市朽木中牧	次の図のとおり	土石流
北川支流 2523311	高島市朽木能家	次の図のとおり	土石流
麻生川支流 2523312	高島市朽木麻生	次の図のとおり	土石流
麻生川支流 2523313	高島市朽木麻生	次の図のとおり	土石流
麻生川支流 2523314	高島市朽木麻生	次の図のとおり	土石流
木ノ本谷川支流 2523316	高島市朽木雲洞谷・朽木地子原	次の図のとおり	土石流
麻生川支流 2523317	高島市朽木麻生	次の図のとおり	土石流
猪谷 2523319	高島市朽木村井・朽木栃生	次の図のとおり	土石流
安曇川支流 2523320	高島市朽木栃生・朽木村井	次の図のとおり	土石流
大谷川支流 2525743	高島市武曾横山	次の図のとおり	土石流
田上川支流 2525745	高島市鹿ヶ瀬	次の図のとおり	土石流

横谷川支流 2525746	高島市黒谷・鹿ヶ瀬	次の図のとおり	土石流
横谷川 2525747	高島市黒谷・鹿ヶ瀬	次の図のとおり	土石流
淀川支流 2525749	高島市鶴川	次の図のとおり	土石流
南川支川 3525416	高島市拝戸	次の図のとおり	土石流
鶴川 1301001	大津市北小松・高島市鶴川	次の図のとおり	土石流
淀川支流 3504121	長浜市西浅井町大浦・高島市マキノ町海津	次の図のとおり	土石流
下開田2 I-8007	高島市マキノ町下開田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下開田3 I-8901	高島市マキノ町下開田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
角川2 I-8903	高島市今津町角川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西浜2 I-8926	高島市マキノ町西浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺久保2 I-8927	高島市マキノ町寺久保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野口13 I-8928	高島市マキノ町野口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小荒路7 I-8929	高島市マキノ町小荒路	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
海津10 I-8930	高島市マキノ町海津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
海津12 I-8931	高島市マキノ町海津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杉山6 I-8932	高島市今津町杉山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杉山7 I-8933	高島市今津町杉山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杉山8 I-8934	高島市今津町杉山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椋川31 I-8935	高島市今津町椋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
今津6 I-8936	高島市今津町今津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深清水4 I-8937	高島市今津町深清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
田中15 I-8963	高島市安曇川町田中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊野本3 I-8965	高島市新旭町熊野本	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
饗庭9 I-8966	高島市新旭町饗庭	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
饗庭10 I-8967	高島市新旭町饗庭	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
饗庭11 I-8968	高島市新旭町饗庭	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上古賀④ II-8827	高島市安曇川町上古賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新保2 II-8907	高島市マキノ町新保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牧野 II-8908	高島市マキノ町牧野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野口14 II-8909	高島市マキノ町野口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
海津11 II-8910	高島市マキノ町海津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
天増川6 II-8911	高島市今津町天増川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椋川25 II-8912	高島市今津町椋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椋川29 II-8913	高島市今津町椋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椋川32 II-8914	高島市今津町椋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椋川33 II-8915	高島市今津町椋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
保坂9 II-8916	高島市今津町保坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
保坂10 II-8917	高島市今津町保坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
角川6 II-8918	高島市今津町角川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深清水3 II-8919	高島市今津町深清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上古賀12 II-8955	高島市安曇川町上古賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中野5 II-8956	高島市安曇川町中野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中野6 II-8957	高島市安曇川町中野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中野8 II-8958	高島市安曇川町中野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南古賀8 II-8959	高島市安曇川町南古賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
饗庭8 II-8961	高島市新旭町饗庭	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
牧野2 III-8904	高島市マキノ町牧野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

浦7 Ⅲ-8905	高島市マキノ町浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浦8 Ⅲ-8906	高島市マキノ町浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
在原2 Ⅲ-8907	高島市マキノ町在原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野口15 Ⅲ-8908	高島市マキノ町野口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
海津9 Ⅲ-8909	高島市マキノ町海津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杉山5 Ⅲ-8910	高島市今津町杉山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椋川26 Ⅲ-8911	高島市今津町椋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椋川27 Ⅲ-8912	高島市今津町椋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椋川28 Ⅲ-8913	高島市今津町椋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
椋川30 Ⅲ-8914	高島市今津町椋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南生見3 Ⅲ-8915	高島市今津町南生見・今津町大 供・今津町藺生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深清水5 Ⅲ-8916	高島市今津町深清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深清水6 Ⅲ-8917	高島市今津町深清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中野7 Ⅲ-8926	高島市安曇川町中野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
南古賀7 Ⅲ-8927	高島市安曇川町南古賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
安井川4 Ⅲ-8928	高島市新旭町安井川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小川11 I-8938	高島市朽木小川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小川12 I-8939	高島市朽木小川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小川14 I-8940	高島市朽木小川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小川15 I-8941	高島市朽木小川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平良9 I-8942	高島市朽木平良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中牧5 I-8943	高島市朽木中牧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中牧7 I-8944	高島市朽木中牧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
生杉6 I-8945	高島市朽木生杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
能家12 I-8946	高島市朽木能家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
雲洞谷9 I-8947	高島市朽木雲洞谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
雲洞谷10 I-8948	高島市朽木雲洞谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻生19 I-8949	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻生20 I-8950	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻生21 I-8951	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
市場5 I-8952	高島市朽木市場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒川6 I-8953	高島市朽木荒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒川10 I-8954	高島市朽木荒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒川11 I-8955	高島市朽木荒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒川12 I-8956	高島市朽木荒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏8 I-8957	高島市朽木柏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏10 I-8958	高島市朽木柏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栃生16 I-8959	高島市朽木栃生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏12 I-8960	高島市朽木柏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏13 I-8961	高島市朽木柏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮前坊11 I-8962	高島市朽木宮前坊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鹿ヶ瀬6 I-8964	高島市鹿ヶ瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
能家5 II-8785	高島市朽木能家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小川13 II-8920	高島市朽木小川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小川16 II-8921	高島市朽木小川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桑原5 II-8922	高島市朽木桑原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桑原6 II-8923	高島市朽木桑原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

古屋5	Ⅱ-8924	高島市朽木古屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中牧4	Ⅱ-8925	高島市朽木中牧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中牧6	Ⅱ-8926	高島市朽木中牧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
生杉5	Ⅱ-8927	高島市朽木生杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
生杉7	Ⅱ-8928	高島市朽木生杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
生杉8	Ⅱ-8929	高島市朽木生杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
生杉9	Ⅱ-8930	高島市朽木生杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
能家10	Ⅱ-8931	高島市朽木能家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻生17	Ⅱ-8932	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
雲洞谷12	Ⅱ-8933	高島市朽木雲洞谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
雲洞谷13	Ⅱ-8934	高島市朽木雲洞谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
雲洞谷14	Ⅱ-8935	高島市朽木雲洞谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
地子原10	Ⅱ-8936	高島市朽木地子原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
地子原11	Ⅱ-8937	高島市朽木地子原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻生22	Ⅱ-8938	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野尻2	Ⅱ-8939	高島市朽木野尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野尻3	Ⅱ-8940	高島市朽木野尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒川7	Ⅱ-8941	高島市朽木荒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒川8	Ⅱ-8942	高島市朽木荒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒川9	Ⅱ-8943	高島市朽木荒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏9	Ⅱ-8944	高島市朽木柏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
古川3	Ⅱ-8945	高島市朽木古川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村井15	Ⅱ-8946	高島市朽木村井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栃生12	Ⅱ-8947	高島市朽木栃生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村井16	Ⅱ-8948	高島市朽木村井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村井17	Ⅱ-8949	高島市朽木村井・朽木栃生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栃生13	Ⅱ-8950	高島市朽木栃生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栃生14	Ⅱ-8951	高島市朽木栃生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栃生15	Ⅱ-8952	高島市朽木栃生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栃生17	Ⅱ-8953	高島市朽木栃生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栃生18	Ⅱ-8954	高島市朽木栃生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
拝戸6	Ⅱ-8960	高島市拝戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平良7	Ⅲ-8918	高島市朽木平良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平良8	Ⅲ-8919	高島市朽木平良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
能家11	Ⅲ-8920	高島市朽木能家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
雲洞谷11	Ⅲ-8921	高島市朽木雲洞谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻生18	Ⅲ-8922	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麻生23	Ⅲ-8923	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野尻4	Ⅲ-8924	高島市朽木野尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柏11	Ⅲ-8925	高島市朽木柏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小荒路	8063	高島市マキノ町小荒路	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県高島土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第90号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成18年滋賀県告示第618号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
雲洞谷2 I-8913	高島市朽木雲洞谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県高島土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第91号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成18年滋賀県告示第631号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
下開田2 I-8007	高島市マキノ町下開田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県高島土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第92号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成18年滋賀県告示第632号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
下開田3 I-8901	高島市マキノ町下開田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県高島土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第93号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成18年滋賀県告示第635号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
角川2 I-8903	高島市今津町角川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県高島土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第94号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成19年滋賀県告示第205号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する	指定を解除する	指定を解除する	土砂災害の発生原因

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	となる自然現象の種類
南川支川 3525416	高島市拝戸	次の図のとおり	土石流
鍮水谷 3522039	高島市今津町酒波	次の図のとおり	土石流
上古賀④ I-8827	高島市安曇川町上古賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県高島土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第95号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成20年滋賀県告示第116号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
能家5 II-8785	高島市朽木能家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県高島土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第96号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成21年滋賀県告示第62号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
椋川⑩ II-8730	高島市今津町椋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県高島土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第97号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成21年滋賀県告示第625号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
八田川支流 2525212	高島市武曾横山、安曇川町田中	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県高島土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第98号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成26年滋賀県告示第158号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
鴨川支流 1525520	高島市鹿ヶ瀬	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県高島土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第99号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成28年滋賀県告示第182号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
鵜川 1301001	大津市北小松	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県大津土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第100号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により平成30年滋賀県告示第150号で指定した土砂災害警戒区域の指定を解除する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類
淀川支流 3504121	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県長浜土木事務所木之本支所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第101号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	衝撃に関する 事項
安曇川支流 1523321	高島市朽木栃生・大津市葛川細川町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
鵜川 1301001	大津市北小松・高島市鵜川	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第102号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
淀川支流 3504121	長浜市西浅井町大浦・高島市マキノ町海津	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県長浜土木事務所木之本支所および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第103号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
御堂川支流 1521126	高島市マキノ町石庭	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
知内川支流 1521129	高島市マキノ町牧野	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
北川支流 1522045	高島市今津町杉山	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
寒風川支流 1522051	高島市今津町椋川	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
石田川支流 1522052	高島市今津町角川	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
溝谷川支流 1524406	高島市安曇川町下古賀	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大築波川 1524407	高島市安曇川町田中	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
今川支流 1526602	高島市新旭町饗庭	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
今川支流 1526603	高島市新旭町饗庭	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
知内川支流 2521128	高島市マキノ町牧野	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
八王子川支流 2521130	高島市マキノ町白谷	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
八王子川支流 2521131	高島市マキノ町白谷	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
北川支流 2522046	高島市今津町杉山	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
椋川支流 2522047	高島市今津町椋川	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
寒風川支流 2522048	高島市今津町椋川	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
寒風川支流 2522049	高島市今津町椋川	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
寒風川支流 2522050	高島市今津町椋川	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
入谷川支流 2524405	高島市安曇川町下古賀	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
石田川支流 3522054	高島市今津町角川	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
針畑川支流 1523308	高島市朽木中牧	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
針畑川支流 1523309	高島市朽木中牧	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
北川支流 1523315	高島市朽木雲洞谷	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
安曇川支流 1523318	高島市朽木古川	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
安曇川支流 1523321	高島市朽木栃生・大津市葛川細川町	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
入部谷川支流 1523322	高島市朽木宮前坊	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
和田内川支流 1525742	高島市拝戸	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
保須川支流 1525744	高島市鹿ヶ瀬	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
流谷川 1525748	高島市黒谷	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

針畑川支流 2523304	高島市朽木小川	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
針畑川支流 2523305	高島市朽木平良	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
針畑川支流 2523306	高島市朽木桑原	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
針畑川支流 2523307	高島市朽木古屋	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
針畑川支流 2523310	高島市朽木中牧	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
北川支流 2523311	高島市朽木能家	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
麻生川支流 2523312	高島市朽木麻生	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
麻生川支流 2523313	高島市朽木麻生	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
麻生川支流 2523314	高島市朽木麻生	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
木ノ本谷川支流 2523316	高島市朽木雲洞谷・朽 木地子原	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
麻生川支流 2523317	高島市朽木麻生	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
猪谷 2523319	高島市朽木村井・朽木 栃生	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
安曇川支流 2523320	高島市朽木栃生・朽木 村井	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
大谷川支流 2525743	高島市武曾横山	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
横谷川支流 2525746	高島市黒谷・鹿ヶ瀬	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
淀川支流 2525749	高島市鶴川	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
鶴川 1301001	大津市北小松・高島市 鶴川	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
淀川支流 3504121	長浜市西浅井町大浦・ 高島市マキノ町海津	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
角川2 I-8903	高島市今津町角川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西浜2 I-8926	高島市マキノ町西浜	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺久保2 I-8927	高島市マキノ町寺久保	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野口13 I-8928	高島市マキノ町野口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小荒路7 I-8929	高島市マキノ町小荒路	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
海津10 I-8930	高島市マキノ町海津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
海津12 I-8931	高島市マキノ町海津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉山6 I-8932	高島市今津町杉山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉山7 I-8933	高島市今津町杉山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉山8 I-8934	高島市今津町杉山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
椋川31 I-8935	高島市今津町椋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
今津6 I-8936	高島市今津町今津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
饗庭11 I-8968	高島市新旭町饗庭	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上古賀④ II-8827	高島市安曇川町上古賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
牧野 II-8908	高島市マキノ町牧野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野口14 II-8909	高島市マキノ町野口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
海津11 II-8910	高島市マキノ町海津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
天増川6 II-8911	高島市今津町天増川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
椋川25 II-8912	高島市今津町椋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
椋川29 II-8913	高島市今津町椋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
椋川32 II-8914	高島市今津町椋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
椋川33 II-8915	高島市今津町椋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
角川6 II-8918	高島市今津町角川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
深清水3 II-8919	高島市今津町深清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上古賀12 II-8955	高島市安曇川町上古賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

中野8 Ⅱ-8958	高島市安曇川町中野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南古賀8 Ⅱ-8959	高島市安曇川町南古賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
饗庭8 Ⅱ-8961	高島市新旭町饗庭	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
牧野2 Ⅲ-8904	高島市マキノ町牧野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
浦7 Ⅲ-8905	高島市マキノ町浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
浦8 Ⅲ-8906	高島市マキノ町浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
在原2 Ⅲ-8907	高島市マキノ町在原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野口15 Ⅲ-8908	高島市マキノ町野口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
海津9 Ⅲ-8909	高島市マキノ町海津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉山5 Ⅲ-8910	高島市今津町杉山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
棕川26 Ⅲ-8911	高島市今津町棕川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
棕川27 Ⅲ-8912	高島市今津町棕川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
棕川30 Ⅲ-8914	高島市今津町棕川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南生見3 Ⅲ-8915	高島市今津町南生見・ 今津町大供・今津町藪生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
深清水5 Ⅲ-8916	高島市今津町深清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
深清水6 Ⅲ-8917	高島市今津町深清水	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南古賀7 Ⅲ-8927	高島市安曇川町南古賀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
安井川4 Ⅲ-8928	高島市新旭町安井川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小川11 Ⅰ-8938	高島市朽木小川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小川12 Ⅰ-8939	高島市朽木小川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小川14 Ⅰ-8940	高島市朽木小川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小川15 Ⅰ-8941	高島市朽木小川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平良9 Ⅰ-8942	高島市朽木平良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中牧5 Ⅰ-8943	高島市朽木中牧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中牧7 Ⅰ-8944	高島市朽木中牧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
生杉6 Ⅰ-8945	高島市朽木生杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
能家12 Ⅰ-8946	高島市朽木能家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
雲洞谷9 Ⅰ-8947	高島市朽木雲洞谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
雲洞谷10 Ⅰ-8948	高島市朽木雲洞谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
麻生19 Ⅰ-8949	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
麻生20 Ⅰ-8950	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
麻生21 Ⅰ-8951	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
市場5 Ⅰ-8952	高島市朽木市場	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荒川10 Ⅰ-8954	高島市朽木荒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荒川11 Ⅰ-8955	高島市朽木荒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荒川12 Ⅰ-8956	高島市朽木荒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏8 Ⅰ-8957	高島市朽木柏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏10 Ⅰ-8958	高島市朽木柏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栃生16 Ⅰ-8959	高島市朽木栃生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏12 Ⅰ-8960	高島市朽木柏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏13 Ⅰ-8961	高島市朽木柏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮前坊11 Ⅰ-8962	高島市朽木宮前坊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鹿ヶ瀬6 Ⅰ-8964	高島市鹿ヶ瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
能家5 Ⅱ-8785	高島市朽木能家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小川13 Ⅱ-8920	高島市朽木小川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小川16 Ⅱ-8921	高島市朽木小川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

桑原5	Ⅱ-8922	高島市朽木桑原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
桑原6	Ⅱ-8923	高島市朽木桑原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古屋5	Ⅱ-8924	高島市朽木古屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中牧4	Ⅱ-8925	高島市朽木中牧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中牧6	Ⅱ-8926	高島市朽木中牧	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
生杉5	Ⅱ-8927	高島市朽木生杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
生杉7	Ⅱ-8928	高島市朽木生杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
生杉8	Ⅱ-8929	高島市朽木生杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
能家10	Ⅱ-8931	高島市朽木能家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
麻生17	Ⅱ-8932	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
雲洞谷12	Ⅱ-8933	高島市朽木雲洞谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
雲洞谷13	Ⅱ-8934	高島市朽木雲洞谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
雲洞谷14	Ⅱ-8935	高島市朽木雲洞谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
地子原10	Ⅱ-8936	高島市朽木地子原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
地子原11	Ⅱ-8937	高島市朽木地子原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
麻生22	Ⅱ-8938	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野尻2	Ⅱ-8939	高島市朽木野尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
野尻3	Ⅱ-8940	高島市朽木野尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
荒川7	Ⅱ-8941	高島市朽木荒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏9	Ⅱ-8944	高島市朽木柏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
村井15	Ⅱ-8946	高島市朽木村井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栃生12	Ⅱ-8947	高島市朽木栃生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
村井16	Ⅱ-8948	高島市朽木村井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
村井17	Ⅱ-8949	高島市朽木村井・朽木 栃生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栃生13	Ⅱ-8950	高島市朽木栃生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栃生14	Ⅱ-8951	高島市朽木栃生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栃生15	Ⅱ-8952	高島市朽木栃生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
栃生18	Ⅱ-8954	高島市朽木栃生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
拝戸6	Ⅱ-8960	高島市拝戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平良7	Ⅲ-8918	高島市朽木平良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平良8	Ⅲ-8919	高島市朽木平良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
能家11	Ⅲ-8920	高島市朽木能家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
雲洞谷11	Ⅲ-8921	高島市朽木雲洞谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
麻生23	Ⅲ-8923	高島市朽木麻生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柏11	Ⅲ-8925	高島市朽木柏	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県高島土木事務所および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第104号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成18年滋賀県告示第864号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する 区域の名称	指定を解除する 区域の所在地	指定を解除する 区域の表示	土砂災害の発生原因 となる自然現象の種類	衝撃に関する 事項	
雲洞谷2	I-8913	高島市朽木雲洞谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県高島土木事務所および高島市役所に備え置

いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第105号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成18年滋賀県告示第877号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
下開田2 I-8007	高島市マキノ町下開田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県高島土木事務所および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第106号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成18年滋賀県告示第878号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
下開田3 I-8901	高島市マキノ町下開田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県高島土木事務所および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第107号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成18年滋賀県告示第881号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
角川2 I-8903	高島市今津町角川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県高島土木事務所および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 滋賀県告示第108号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成19年滋賀県告示第211号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
南川支川 3525416	高島市扨戸	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県高島土木事務所および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第109号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成20年滋賀県告示第120号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
能家5 II-8785	高島市朽木能家	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県高島土木事務所および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第110号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成21年滋賀県告示第66号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
椋川 <sup>⑩</sup> II-8730	高島市今津町椋川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県高島土木事務所および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第111号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成21年滋賀県告示第630号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
八田川支流 2525212	高島市武曾横山、安曇川町田中	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県高島土木事務所および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第112号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成26年滋賀県告示第166号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
鴨川支流 1525520	高島市鹿ヶ瀬	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県高島土木事務所および高島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**滋賀県告示第113号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成28年滋賀県告示第189号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
鶴川 1301001	大津市北小松	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県大津土木事務所および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第114号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、平成30年滋賀県告示第156号で指定した土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

指定を解除する区域の名称	指定を解除する区域の所在地	指定を解除する区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
淀川支流 3504121	長浜市西浅井町大浦	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県長浜土木事務所木之本支所および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

-----  
**滋賀県告示第115号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成28年滋賀県告示第231号で認可した大津湖南都市計画道路事業の事業計画の変更を令和3年2月12日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 草津市
- 2 都市計画事業の種類および名称 大津湖南都市計画道路事業 都市計画道路3・4・19号 大江霊仙寺線
- 3 事業施行期間 平成28年4月11日から令和5年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし

-----  
**公 告**

**大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 三雲の郷 湖南市三雲字新開234ほか12筆
- 2 意見の概要 湖南市からの意見
  - (1) 店舗設置計画について、予定地周辺の区長および住民に十分な周知を図ること。
  - (2) 青少年の健全育成の見地から、滋賀県青少年の健全育成に関する条例(昭和52年滋賀県条例第40号)等の趣旨および内容を十分考慮した上で、本市域の地域住民や関係団体との連携を密にし、青少年の健全育成や防犯対策の取組を実践するようお願いしたい。また、地域住民や関係団体が行う安全、安心に関する諸活動に積極的に協力してください。

- (3) 工事中は騒音、振動および粉じんの飛散等、周辺地域に対して迷惑がかからないよう徹底してください。特定建設作業を実施する場合は、遅滞なく届出をしてください。周辺住民への周知を徹底してください。万が一、苦情が発生した場合は、誠意をもって対応してください。騒音、振動等の特定施設を設置する場合は届出をしてください。湖南省生活環境保全条例(平成18年湖南省条例第25号)に規定された生活環境影響事業に該当するので、設置する設備等が決定されたら、生活環境課と事前協議してください。
- (4) 通学、通勤時間帯は工事車両の出入りを行わないようにしてください。工事車両の出入口には、誘導員を配置し、交通対策を講じてください。工事車両が路上駐車することのないよう対策を講じてください。事業活動による関係者等が路上駐車しないよう余裕を持った駐車スペースの確保に努められたい。出入口における交通安全の確保に努めてください。施設から公道への出入口等、左右の確認が困難な場合は、区域内に施工者設置、管理のカーブミラーを設置してください。
- (5) 店舗内および駐車場内での治安維持対策について、所管する警察署との連携により、警備体制の充実強化を図るよう努めてください。また、夜間および施設周辺の治安維持についても状況に応じ、上記と同様に努めてください。
- (6) 廃棄物は法律に基づき、適正に保管し処分してください。廃棄物等の分別、保管、運搬、処分計画において、生ごみについては年間排出量88t、再資源化割合0%となっているが、排出抑制および資源化を行い、焼却ごみの削減に努めてください。一般廃棄物の収集運搬については、湖南省一般廃棄物処理業(収集運搬)許可業者に依頼してください。特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に該当するものを処分する場合は、適正に処理してください。

3 意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
 湖南省建設経済部産業振興戦略局商工観光労政課 湖南省中央一丁目1番地

(2) 縦覧期間 令和3年2月12日から令和3年3月12日まで

-----  
**都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
蒲生郡竜王町山之上5253 株式会社竜王自動車 代表取締役 犬井健二	蒲生郡竜王町大字山之上 5235番1	997.33㎡	令和3.2.4	6555

-----  
**一般競争入札の公告**

令和2年度から令和8年度までにおける県立学校統合型校務支援システム構築・運用保守業務委託について、次のとおり特定調達契約に係る総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6および第167条の10の2第6項の規定により公告する。

令和3年2月12日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 県立学校統合型校務支援システム構築・運用保守業務 一式
- (2) 委託業務の内容等 入札説明書ならびに契約書案および仕様書(以下「入札説明書等」という。)のとおりに
- (3) 委託期間
  - ア 県立学校統合型校務支援システム構築業務 契約締結日から令和4年11月30日まで
  - イ 県立学校統合型校務支援システム運用保守業務 令和4年2月1日から令和9年1月31日まで
- (4) 予定価格 入札説明書による。

- (5) 履行場所 県立学校、滋賀県庁ほか
- (6) この入札は、入札書と併せて業務に係る提案書の提出を受け、入札価格以外の評価項目と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札である。詳細は、入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たしていること。
  - (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
  - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
  - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
  - (4) 入札参加者に必要な資格等(令和2年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類 この入札に参加を希望する者は、資格を有するかどうかの審査を受けるための書類の提出は、不要である。
- 4 入札執行の日時、場所等
  - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所および問合せ先 滋賀県教育委員会事務局教職員課人材育成・働き方改革係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4536 電子メールアドレス ma03@pref.shiga.lg.jp
  - (2) 契約条項を示す期間 令和3年2月12日(金)から令和3年3月24日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までを除く。)
  - (3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書等は、(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。電子メールによる交付を希望する場合、(1)に示す電子メールアドレス宛てに、メール表題を「県立学校統合型校務支援システム構築・運用保守業務委託に係る入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX番号ならびに交付先のメールアドレスを記載した電子メールを送信すること。併せて、そのメールを送信した旨を、(1)に示す問合せ先に電話により伝えること。交付請求の電子メールを受信した後、交付先の電子メールアドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は行わない。
  - (4) 入札説明会の日時および場所 実施しない。
  - (5) 入札書の受領期限 令和3年3月24日(水)17時。郵送による場合は、書留郵便により、受領期限までに必着のこと。また、この場合の送料は、自己負担とする。
  - (6) 開札の日時および場所 令和3年3月25日(木)10時 滋賀県庁新館5階教職員課内(大津市京町四丁目1番1号)
  - (7) 対面評価 令和3年3月下旬。提案内容の評価に当たり、対面による評価を行う。時間等を連絡するので、入札参加者は対応すること。なお、都合により日程を変更する場合がある。
  - (8) 落札者の決定 令和3年3月下旬。(7)の対面評価を経て決定するので、日程が前後する場合がある。
- 5 入札方法等
  - (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
  - (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
  - (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
  - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀

県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で入札書を提出したもののうち、県立学校統合型校務支援システム構築・運用保守業務委託に係る落札者決定基準に基づき、提案内容を公平かつ客観的に評価し、提案書の内容による評価点に入札価格による評価点を加算した評価点の最も高いものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は、行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 入札参加者は、4(5)に示す受領期限までに、封印した入札書および本業務に係る提案書を一括して、4(1)に示す場所に提出しなければならない。提案書に必要な書類、部数等については、入札説明書による。

(2) 代理人が入札する場合は、入札書および提案書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の代理人欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(3) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。

(4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札は行わない。

(5) 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(6) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(7) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the services required: Construction, operation and maintenance of Shiga Prefecture Integrated School Affairs Support System, 1 set

(2) Deadline for tender: 17:00, March 24, 2021

(3) For further information, contact: Personnel Division, Prefectural Board of Education, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-city, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4536

## 環境事務所告示

### 滋賀県東近江環境事務所告示第1号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。  
令和3年2月12日

滋賀県東近江環境事務所長 浅見 正 人

1 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域

東近江市平柳町字北浦557番、555番4

2 指定する区域の表示 次の図のとおり

3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素およびその化合物

4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 なし

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県東近江環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

### 滋賀県東近江環境事務所告示第2号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和2年滋賀県東近江環境事務所告示第1号により指定した形質変更時要届出区域の指定を解除する。

令和3年2月12日

滋賀県東近江環境事務所長 浅見 正 人

1 指定を解除する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域

蒲生郡竜王町大字山之之上字長谷2911番15

2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり

- 3 土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛およびその化合物ならびに砒素およびその化合物
- 4 土壌含有量基準（規則第31条第2項の基準をいう。）に適合していなかった特定有害物質の種類 なし
- 5 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去  
（「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県東近江環境事務所に備え置いて閲覧に供する。）

## 健康福祉事務所告示

## 滋賀県湖東健康福祉事務所告示第6号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和3年2月12日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
愛荘町社会福祉協議会 秦荘通所介護事業所	愛知郡愛荘町安孫子1216番地1	社会福祉法人愛荘町社会福祉協議会 会長 北村太郎	愛知郡愛荘町市731番地	通所介護	2571700216	令和2.7.31

## 土木事務所公告

## 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和3年2月12日

滋賀県東近江土木事務所長 平松 良 哉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
蒲生郡日野町大字上野田1065番地ラ・ポルタ・グラデ104号 若林直人	蒲生郡日野町大字三十坪字野辺1177番、1178番1	165.69㎡	令和3.2.3	000539

## 雑報

## 一般競争入札の公告

令和3年度滋賀県立図書館納入図書調達契約について、次のとおり特定調達に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

令和3年2月12日

滋賀県立図書館長 大西 良子

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品および数量 令和3年度滋賀県立図書館納入図書 一式
- (2) 購入物品の仕様等 入札説明書および仕様書による。
- (3) 納入期限 令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)までのうち当館が指定する期日
- (4) 納入場所 滋賀県立図書館

## 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和2年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査申請書類等の提出の要否 不要

## 4 入札執行の日時、場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所および問合せ先 滋賀県立図書館 〒520-2122 大津市瀬田南大萱町1740-1 電話 077-548-9691

※ 問合せは休館日を除く。休館日：2月12日(金)、15日(月)、16日(火)、22日(月)、24日(水)ならびに3月の月曜日および火曜日

- (2) 契約条項等を示す期間 令和3年2月12日(金)から令和3年3月24日(水)までの10時から17時まで

- (3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所または郵送により交付するほか、滋賀県ホームページ「入札関連情報」の「物品・委託入札等情報」からダウンロードすることができる。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

※ 直接交付は休館日を除く。休館日：2月12日(金)、15日(月)、16日(火)、22日(月)、24日(水)ならびに3月の月曜日および火曜日

- (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。

- (5) 入札書の提出期限 令和3年3月24日(水)17時

- (6) 入札書の提出場所および提出方法 紙の入札書を、(1)に示す場所に、(5)の入札書提出期限までに郵送または持参により提出するものとする。なお、入札書の封緘方法および入札書に記載する日付は入札説明書による。また、郵送により提出する場合は、書留郵便(一般書留または簡易書留)により期限までに必着させなければならない。

- (7) 開札の日時および場所 令和3年3月25日(木)14時 滋賀県立図書館 地下1階大会議室

## 5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

- (2) 落札者は、購入を予定する書籍の本体価格(消費税および地方消費税を除いたものをいう。以下同じ。)からの割引率をもって決定する。入札参加者は、本体価格からの割引率を記載すること。なお、割引率はパーセンテージで小数点以下第1位まで、「〇〇.〇%」のように記載すること。

- (3) 落札者となるべき同割引率入札者が2人以上ある場合には、くじによって落札者を決定する。なお、落札者となるべき同割引率入札をした者はくじを辞退することはできない。

## 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

## 7 契約書の作成の要否 要

## 8 入札の無効 次にいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

## 9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができる滋賀県が認めた入札参加者であって、有効な入札書を提出したもののうち、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格書における予定割引率以上の率で、購入を予定する書籍の本体価格からの割引率が最も高いものをもって、落札者とする。

## 10 支払条件 毎月の納入実績に基づき毎月払いとする(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を支払い金額とする。)。前金払および部分払は行わない。

## 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

## 12 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県立図書館から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において説明をすること。

- (2) 代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の委任状の提出方法ならびに入札書への記名および押印については入札説明書による。
- (3) 開札の結果、予定割引率以上の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 落札者は特段の事情がない限り、落札決定後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
- (6) 開札日においてこの調達に係る予算が成立していない場合には入札を中止する場合がある。
- (7) その他詳細は、入札説明書による。

### 13 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased : New books for Shiga Prefectural Library : 1 set
- (2) Deadline for tender : 17 : 00 Wednesday 24 March 2021
- (3) For further information, contact : Shiga Prefectural Library, 1740-1 Setaminamiogaya-cho, Otsu-shi, Shiga 520-2122 Japan TEL 077-548-9691